

2020年3月17日
株式会社 FIS
フレックス少額短期保険

**新型コロナウイルス感染症によりご契約者さまが影響を
受けられた場合の特別措置について**

新型コロナウイルス感染症によりご契約者さまが影響(※)を受けられた場合、弊社では、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、以下の通り一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望の方は、下記の窓口までお問い合わせください。

※ご契約者さまが新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義（感染者との濃厚接触）に伴い自宅待機される場合など、通常のご契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

1. 継続契約の締結手続き猶予

継続契約の締結手続きについて、2020年3月13日から最長2か月後の末日（2020年5月31日）まで猶予できるものとします。

2. 保険料の払い込み猶予

保険料の払い込みについて、2020年3月13日から最長2か月後の末日（2020年5月31日）まで猶予できるものとします。

※5月以降に期限が到来する契約については、今後の状況により判断します。

< 本件に関するご照会先 >

【ご照会先】 株式会社 FIS / フレックス少額短期保険
業務管理部

【電話番号】 0120-77-2094（お客さま専用ダイヤル）

【営業時間】 平日 10:00～17:00

※土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます